

後期高齢者医療制度の



お知らせ

問合せ
役場保険医療課

保険証の色が青色に変わります

現在使用している若草色の保険証の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)から使用する新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。

今までお使いの若草色の保険証は、8月1日(月)以降、ご自身で破棄していただくか、役場へ返却してください。



8月1日(月)以降は、図のとおり必ず新しい「青色の保険証」を医療機関に提示してください。

新保険証の受取方法を 変更する場合

簡易書留の郵送ではなく、
①「役場保険医療課窓口での受取り」
②「住民登録地以外への郵送」
のどちらかで受取りを希望される場合は、次のようにお申込みください。

受付期間 7月1日(金)～8日(金)

申込方法

①を希望される場合：役場保険医療課窓口（1階3番オレンジの窓口）または電話にて申込み
※7月19日(火)から役場保険医療課窓口で受取り可能
②を希望される場合：「送付先変更申請書」を保険医療課窓口へ

※郵便局へ転居届を提出していても、保険証は転送されませんのでご注意ください
②を希望される場合：「送付先変更申請書」を保険医療課窓口へ

持ち物

身分証明書（顔写真付きのものは1点、ないものは2点）、認印（朱肉を使用するもの）

※本人以外の人が受取る場合は、さらに委任状、窓口来庁者の身分証明書（顔写真付きのものは1点、ないものは2点）、認印（朱肉を使用するもの）が必要です

限度額適用・標準負担額減額 認定証の有効期限も7月31日(日)です

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人で、8月以降も対象となる場合は、7月下旬に保険証とは別に普通郵便で郵送します。

新たに「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となる人は、役場保険医療課で申請してください。

対象者

住民税非課税の世帯に属する被保険者

内容

高額な外来または入院した時に医療機関の窓口で提示すると、自己負担額（医療費や食事代等）が軽減されます

持ち物

後期高齢者医療被保険者証、身分証明書（顔写真付きのものは1点、ないものは2点）、認印（朱肉を使用するもの）、マイナンバーカードまたは本人と同じ世帯の人が申請する場合

※マイナンバーカードをお持ちの場合は、身分証明書は不要です
※本人以外の人が申請する場合は、さらに委任状、窓口来庁者の身分証明書（顔写真付きのものは1点、ないものは2点）、認印（朱肉を使用するもの）が必要です

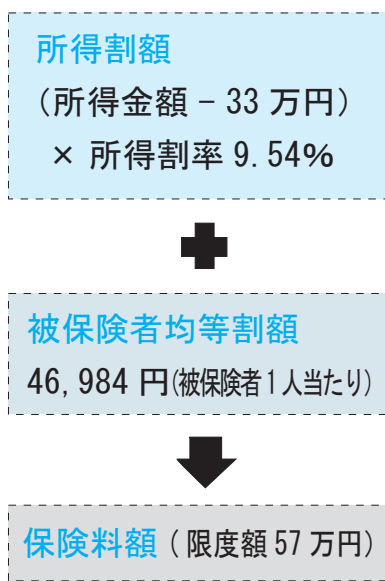
保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を郵送します。

平成28年度より保険料率が改定されました

平成26・27年度の保険料率	所得割率 9.00%
均等割額	45,761円
平成28・29年度の保険料率	所得割率 9.54%
均等割額	46,984円

保険料の計算方法



保険料の納め方

【特別徴収】

年金額が年額18万円以上で、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない人は、年金から天引きさせていただきます。(年6回偶数月)

※年金からの天引きではなく、口座振替による納付を希望される人は、「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」と「口座振替依頼書」の提出が必要になりますので、保険医療課窓口で申請してください

【普通徴収】

口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。役場（本庁・富貴支所）、武豊町指定金融機関、コンビニエンスストアでお支払いできます。

普通徴収の平成28年度納期限

期	納期限
第1期	平成28年8月1日(月)
第2期	平成28年8月31日(水)
第3期	平成28年9月30日(金)
第4期	平成28年10月31日(月)
第5期	平成28年11月30日(水)
第6期	平成28年12月26日(月)
第7期	平成29年1月31日(火)
第8期	平成29年2月28日(火)

便利な口座振替をご利用ください

申込場所 役場（本庁・富貴支所）または武豊町指定の金融機関
持ち物 預金通帳、通帳の届印、後期高齢者医療被保険者証、身分証明書（顔写真付きのものは1点、ないものは2点）

◆指定の金融機関◆

- 三菱東京UFJ銀行
- あいち知多農業協同組合
- 名古屋銀行
- 知多信用金庫・半田信用金庫
- 東海労働金庫・中京銀行
- 愛知銀行・西尾信用金庫
- 十六銀行・大垣共立銀行
- ゆうちょ銀行（郵便局）

【愛知・岐阜・三重・静岡のみ】

※後期高齢者医療制度と国民健康保険は別の保険です。国民健康保険税を口座振替により納めていた人も、改めて口座登録の手続きが必要です

※保険料を滞納すると、保険証の交付を受けられない場合があります